

入居の承継の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第16条及び神奈川県県営住宅条例施行規則第16条に規定する入居の承継に関する必要な事項を定めるものとする。

(退去の事由)

第2条 条例第16条第1項に規定する「退去した場合」とは、入居名義人が婚姻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの（以下「内縁関係」という。）を含む。）又は離婚（内縁関係の解消を含む。）により退去したときをいう。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合についても、「退去した場合」とみなし、入居の承継を申請できる。

- (1) 入居名義人が失踪宣告を受け、又はこれに準ずる行方不明となったとき。
- (2) 入居名義人が老人ホーム等へ入所（住所移転を伴うもの。）をするとき。
- (3) その他前2号と同程度の事由があるとき。

(同居していた親族)

第3条 条例第16条第1項に規定する「同居していた親族」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 入居開始日からの同居親族で、承継事由発生日まで引き続き居住をしている者
- (2) 入居開始日以後に同居の承認を得て居住している親族で、承継事由発生日まで引き続き居住をしている者。

(入居の承継を承認できない者)

第4条 条例第16条第4項第1号に規定する「同居していた期間が1年に満たないとき」とは、入居開始日以降に同居の承認を得て承継事由発生日まで引き続き居住しているが、同居理由が婚姻（内縁関係を含む。）である場合を除き、居住をしている期間が1年に満たないときをいう。

(入居の承継を承認できる者)

第5条 規則第16条第2項に規定する「配偶者又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 配偶者
内縁関係を含む。

- (2) 60歳以上の者
同居の親族に60歳以上の者がいる者を含む。
- (3) 身体障害者
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害がある者として記載されている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級から4級までのもの（同居の親族に当該者がいる者を含む。）
- (4) 戦傷病者
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3に規定する第1款症のもの（同居の親族に当該者がいる者を含む。）
- (5) 知的障害者
児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、知的障害であると判定された者又は知的障害のある者で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている者（同居の親族に当該者がいる者を含む。）
- (6) 精神障害者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者又は精神障害のある者で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている者（同居の親族に当該者がいる者を含む。）
- (7) 配偶者のない者で、20歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者
配偶者には、内縁関係の者及び規則で定めるこれに準ずる者を含む。
- (8) 18歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者
- (9) 特別低額所得者
公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定により算出した収入が8万円以下である者。

(10) 公害医療手帳を所持している者

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により交付を受けた公害医療手帳を所持している者（同居の親族（内縁関係その他婚姻の予約者を含む。）に当該公害医療手帳を所持している者がいる者を含む。）又はこれに準ずる者と所長が認めた者

(11) ハンセン病療養所入所者

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(12) 同居の親族に18歳未満の者が3人以上いる者

同居の親族（配偶者（内縁関係その他婚姻の予約者を含む。）を除く。）に18歳未満の者が3人以上いる者

（特別の事情）

第6条 条例第16条第6項に規定する「承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情」とは、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

- (1) 承継申請者又はその他の同居者が、承継事由発生時に入院している場合で、かつ、入院が申請日以降3月以上の長期にわたることが証明できるとき。
- (2) その他の証明書により前号と同程度の事情があると証明できるとき。

（県営住宅入居承継承認・不承認書）

第7条 規則第16条の規定による「県営住宅入居承継承認申請書」を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を県営住宅入居承継承認書（第1号様式）又は県営住宅入居承継不承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（承継不承認の者への対応）

第8条 所長は前条の規定により承継不承認となった者に対して、前条の申請を受理した日から起算して1年を期日に自主退去を指導する。

2 前項により明渡指導を行ってもなお明渡しに応じない場合は、「不適正居住者明渡請求事務処理要綱」に基づき明渡請求を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 承継入居の承認に関する要綱（平成3年7月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に入居の承継申請があったものについては、従前の承継入居の承認に関する要綱（平成3年7月1日施行）を摘要する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(木造住宅の承継の不承認)

- 2 別表の木造住宅における承継承認申請がなされた場合には、これを不承認とする。

(別 表)

| | | |
|----------|------------|------------|
| ○ 辻堂第二住宅 | ○ 港北吉田第一住宅 | ○ 港北吉田第二住宅 |
| ○ 野川第一住宅 | ○ 衣笠住宅（厚生） | ○ 国府津応急住宅 |
| ○ 国府津住宅 | ○ 綾瀬住宅 | ○ 三崎住宅 |

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。